

## はちみつ類の表示に関する公正競争規約

- 昭和 44 年 11 月 11 日公正取引委員会認定  
昭和 44 年 11 月 13 日公正取引委員会告示第 56 号  
改正 昭和 62 年 9 月 5 日公正取引委員会認定  
昭和 62 年 9 月 12 日公正取引委員会告示第 17 号  
改正 平成 7 年 5 月 16 日公正取引委員会認定  
平成 7 年 6 月 2 日公正取引委員会告示第 10 号  
改正 平成 12 年 7 月 13 日公正取引委員会認定  
平成 12 年 7 月 24 日公正取引委員会告示第 27 号  
改正 平成 14 年 10 月 8 日公正取引委員会認定  
平成 14 年 10 月 9 日公正取引委員会告示第 35 号  
改正 平成 16 年 11 月 25 日公正取引委員会認定  
平成 16 年 11 月 26 日公正取引委員会告示第 10 号  
改正 平成 23 年 1 月 21 日公正取引委員会及び消費者庁認定  
平成 23 年 2 月 10 日公正取引委員会及び消費者庁告示第 1 号  
改正 平成 25 年 6 月 20 日公正取引委員会及び消費者庁認定  
平成 25 年 7 月 16 日公正取引委員会及び消費者庁告示第 2 号  
改正 平成 28 年 8 月 30 日公正取引委員会及び消費者庁認定  
平成 28 年 9 月 23 日公正取引委員会・消費者庁告示第 4 号

### (目 的)

第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、はちみつ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規約において「はちみつ類」とは、はちみつ、精製はちみつ、加糖はちみつ、巣はちみつ及び巣はちみつ入りはちみつをいう。

- (1) この規約において「はちみつ」とは、みつばちが植物の花みつを採集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物質であって、別表に定める性状を有し、別表に定める組成基準に適合したものをいう。
- (2) この規約において「精製はちみつ」とは、はちみつから臭い、色等を取り除いたものであって、別表に定める組成基準に適合したものをいう。
- (3) この規約において「加糖はちみつ」とは、はちみつに異性化液糖その他の糖類を加えたものであって、はちみつの含有量が重量百分比で 60 パーセント以上のものをいう。

- (4) この規約において「巣はちみつ」とは、新しく作られて幼虫のいない巣房にみつばちによって貯えられたはちみつで、巣全体又は一部を封入したまま販売されるものをいう。
- (5) この規約において「巣はちみつ入りはちみつ」とは、はちみつに巣はちみつを加えたものをいう。
- (6) (1)の「はちみつ」には、精製はちみつ又はローヤルゼリー、花粉、香料、果汁若しくはビタミンを加えたものを含むものとする。
- 2 この規約において「事業者」とは、はちみつ類を製造して販売する者、輸入して販売する者又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に規定するものであって、はちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、はちみつ類の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。

- (1) 品名
- (2) 原材料名（はちみつ採蜜国を含む。）
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 原産国名
- (7) 事業者の氏名又は名称及び住所

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、はちみつの容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、それぞれ当該各号に定める基準に従い表示しなければならない。

- (1) 純粋等

はちみつに「純粋」、「天然」、「生」、「完熟」、「[ピュア]」、「ナチュラル」、「Pure」、「Natural」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示しようとする場合には「純粋」又は「Pure」という文言に統一して行わなければならない。

- (2) 国産

はちみつに「国産」という文言を表示する場合には、前条第2号の規定により表示する場合を除き、その原料蜜のすべてが国内で採蜜されたものでなければならない。

- (3) 採蜜源の花名

はちみつに採蜜源の花名を表示する場合には、当該はちみつのすべて又は大部分を当該花から採蜜し、その花の特徴を有するものであって、かつ、採蜜国名を表示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項のほか、はちみつ類の容器又は包装に特定の原材料を商品名として表示する等、当該原材料を使用している旨を強調して表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

(規則で定める必要表示事項等)

第5条 社団法人全国はちみつ公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第6条 事業者は、はちみつ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第2条に規定するはちみつ、精製はちみつ、加糖はちみつ、巣はちみつ又は巣はちみつ入りはちみつの定義に合致しない内容の製品について、それぞれ定義に合致する製品であるかのような表示
- (2) 第2条第1項第1号に規定するはちみつ以外の製品について、第4条第1項第1号若しくは第2号に掲げる文言の表示又は第3号に規定する採蜜源の花名の表示
- (3) 第4条第2項に規定する特定の原材料を使用している旨を強調して表示する場合の施行規則に定める表示基準に合致しない内容の製品について、当該基準を満たすかのように誤認されるおそれがある表示
- (4) 客観的な根拠に基づかないで「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらに類似する意味内容の文言を用いることにより、当該製品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (5) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれのある表示
- (6) 自己の取り扱う他の製品又は自己の行う他の事業について受けた賞又は推奨が当該製品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (7) 品質、原料、原産地、採蜜源その他製品の内容又は取引条件について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるような表示
- (8) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示
- (9) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るはちみつ類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(公正取引協議会の設置)

第7条 この規約を適正に施行するため、社団法人全国はちみつ公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (2) 証紙の交付に関すること。
- (3) 規約の内容についての周知徹底に関すること。
- (4) 規約についての相談及び指導に関すること。
- (5) 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (6) 規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (7) 関係官庁との連絡及び施策の協力に関すること。
- (8) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、第1項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(施行規則)

第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を設定し、又は変更するときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

[別表]

(はちみつの性状)

はちみつは、淡黄色ないし暗褐色のシロップ状の液で、特有の香味があり、結晶を生ずることがある(採蜜源となる花の種類又は保存条件によって結晶の遅速が甚しく異なる。)ものである。

(はちみつの組成基準)

水分 (於温度 20 度) 20%以下

ただし、第4条第1項第2号に規定する国産はちみつにあつては23%以下とする。

果糖及びぶどう糖含有量(両者の合計)

60 g / 100 g 以上

しよ糖 5 g / 100 g 以下

電気伝導度 0.8 mS / cm 以下

H. M. F 5.9 mg / 100 g 以下

遊離酸度 100 g につき1Nアルカリ5ml 以下

でん粉デキストリン 陰性反応

附 則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日(平成28年9月23日)から施行する。

## はちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則

昭和 45 年 3 月 25 日公正取引委員会承認  
改正 昭和 62 年 9 月 5 日公正取引委員会承認  
改正 平成 7 年 5 月 16 日公正取引委員会承認  
改正 平成 12 年 7 月 13 日公正取引委員会承認  
改正 平成 14 年 10 月 8 日公正取引委員会承認  
改正 平成 16 年 11 月 25 日公正取引委員会承認  
改正 平成 24 年 10 月 4 日公正取引委員会及び消費者庁承認  
改正 平成 25 年 7 月 16 日公正取引委員会及び消費者庁承認

### (定 義)

第 1 条 はちみつ類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 2 条第 2 項に規定する「これらに準ずる者」とは、はちみつ類の製造を他の製造業者に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。

2 規約第 2 条第 3 項に規定するはちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則に定めるものとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

### (必要な表示事項)

第 2 条 規約第 3 条に規定する必要表示事項は、次の各号に掲げる基準により表示するものとする。表示に用いる文字の大きさは、次項第 1 号イ及び第 2 号イに規定する場合を除き、8 ポイント（ここでいうポイントとは、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定するものをいう。以下この施行規則において同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた活字により一括して表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm<sup>2</sup> 以下のものにあつては、5.5 ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

(1) 品名

品名を次に定めるところにより表示すること。

- ア 「品名」の文字の次に、はちみつ及びはちみつに精製はちみつを加えたものにあつては「はちみつ」、精製はちみつにあつては「精製はちみつ」、加糖はちみつにあつては「加糖はちみつ」、巣はちみつにあつては「巣はちみつ」、はちみつに巣はちみつを加えたものにあつては、「巣はちみつ入りはちみつ」と表示すること。ただし、ビタミン、花粉、香料、果汁又はローヤルゼリー等を添加したはちみつ類にあつては「はちみつ」、「精製はちみつ」又は「加糖はちみつ」の文字の前に「〇〇添加」と表示すること。「〇〇」には添加した原材料の一般的な名称を表示すること。
- イ アの規定にかかわらず、「品名」の文字に代えて「名称」と表示することができる。

(2) 原材料名

「原材料名」の文字の次に使用した原材料をア、イ及びウに定めるところにより、表示すること。

- ア 食品添加物以外の原材料は、製品に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満のときは、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。
- イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）の規定に従い表示すること。
- ウ はちみつは、次のいずれかに定めるところにより採蜜国を表示すること。

(7) 原材料の「はちみつ」の文字の次に括弧を付してはちみつの採蜜国名を表示すること。採蜜国が複数にわたる場合は原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。この場合において、はちみつの採蜜国が3か国以上にわたるときは、2番目までの採蜜国を表示した上、「他の国」又は「その他」と表示することにより、3番目以降の採蜜国の表示を省略することができる。

(4) 原材料の「はちみつ」の文字の前に、国内で採蜜されたはちみつにあつては「国産」と表示し、外国で採蜜されたはちみつにあつては「〇〇産」と表示し「〇〇」に採蜜国名を表示すること。採蜜国が複数にわたる場合は原材料に占める重量の多いものから順に表示すること。この場合において、はちみつの採蜜国が3か国以上にわたるときは、2番目までの採蜜国を表示した上、「〇〇産」に代えて「他の国の」と表示することにより、3番目以降の採蜜国の表示を省略す

ることができる。

(3) 内容量

「内容量」の文字の次に、グラム又はキログラムの単位で単位を明記して表示すること。

(4) 賞味期限

賞味期限とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。

ア 賞味期限は、「賞味期限」の文字の次に、次のいずれかの方法により年月で表示すること。

(ア) 平成17年4月

(イ) 17. 4

(ウ) 2005. 4

(エ) 05. 4

イ アの規定にかかわらず、「賞味期限」の文字の次に、次のいずれかの方法により賞味期限を年月に代えて年月日で表示することができる。(イ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示すること。

(ア) 平成17年4月1日

(イ) 17. 4. 1

(ウ) 2005. 4. 1

(エ) 05. 4. 1

ウ 賞味期限を一括して表示することが困難な場合には、賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

(5) 保存方法

製品の特性に従って、「保存方法」の文字の次に、「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

(6) 原産国名

製品輸入にあつては、「原産国名」の文字の次に、原産国名を表示すること。

(7) 事業者の氏名又は名称及び住所

事業者の氏名又は名称及び住所については、製造業者にあつては「製造者」、輸入業者にあつては「輸入者」の文字の次に、販売業者にあつては「販売者」の文字の次に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める表示基準により表示すること。

2 前項に掲げる事項のほか、はちみつ類の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を当該各号に掲げる基準に従い、表示しなければならない。



(1) 精製はちみつの使用表示

はちみつ類に「精製はちみつ」を加えた場合にあっては、次に定めるところにより表示する。

ア 前項第2号に規定する原材料名の「精製はちみつ」の文字の次に括弧を付して、製品に占める精製はちみつの重量の割合を重量百分比で表示すること。

イ 前項に規定する一括して行う表示とは別に、商品名を表す文字の表示されている箇所の直上又は直下に当該商品名を表示する文字の2分の1の大きさの活字又は10ポイントの活字のいずれか大きい活字によって「精製はちみつ入り」と表示すること。

(2) 加糖はちみつの表示

加糖はちみつにあっては、次に定めるところにより表示する。

ア 前項第2号に規定する原材料名の糖類を表示する文字の次に括弧を付して、製品に占める糖類の重量の割合を重量百分比で表示すること。

イ 前項に規定する一括の表示とは別に、商品名を表す文字の表示されている箇所の直上又は直下に当該商品名を表す文字と同一の大きさの活字によって「加糖はちみつ」と表示すること。

ウ 加えた糖について、当該糖を加えていることを強調して表示する場合又は商品名に当該糖の名称を使用する場合は、これを強調する文字又は商品名に近接する箇所に当該糖の量を重量（グラム又はg）又は重量百分比で表示すること。

(3) 巣はちみつ入りはちみつの表示

はちみつ類に「巣はちみつ」を加えた場合にあっては、次に定めるところにより表示する。

ア 前項第2号に規定する原材料名の「巣はちみつ」の文字の次に括弧を付して、製品に占める巣はちみつの重量の割合を重量百分比で表示すること。

イ 前項に規定する一括して行う表示とは別に、商品名を表す文字の表示されている箇所の直上又は直下に当該商品名を表示する文字の2分の1の大きさの活字又は10ポイントの活字のいずれか大きい活字によって「巣はちみつ入り」と表示すること。

(特定事項の表示基準)

第3条 規約第4条第1項第1号に規定する「純粹」又は「Pure」の文言は、精製はちみつを使用したもの又は添加物を含むものに表示してはならない。

2 規約第4条第1項第3号に規定する採蜜源の花名を表示する場合は、当該はちみつに、蜜源を異にするはちみつを混合してはならない。

また、採蜜源の花名を表示しない製品について当該製品が特定の花から採蜜したはちみつであると誤認されるおそれがある花の絵等の表示をしてはならない。

3 規約第4条第2項に規定する特定の原材料を使用している旨を強調して表示する場合は、次の各号に掲げる基準に従い、表示しなければならない。

- (1) ローヤルゼリーを添加したことを表示する場合は、添加した量が重量百分比で0.05パーセント以上でなければならない。この場合において、前条第1項第2号に規定する原材料名に表示する「ローヤルゼリー」の次に括弧を付して添加した量を重量又は重量百分比で表示すること。ただし、添加したローヤルゼリーの量の製品に占める重量の割合が重量百分比で3パーセント以上の場合に限り「ローヤルゼリー入りはちみつ」と表示することができることとし、添加した量の原材料名への表示は重量（グラム又はg）又は重量百分比で行うこと。
  - (2) 花粉を添加したことを表示する場合は、添加した量が重量百分比で0.1パーセント以上でなければならない。この場合において、前条第1項第2号に規定する原材料名に表示する「花粉」の次に括弧を付して添加した量を重量（グラム又はg）又は重量百分比で表示すること。
  - (3) 香料を添加したことを表示する場合は、当該香料が合成されたものであるときは、「合成香料」と表示すること。
  - (4) 果汁を添加したことを表示する場合は、果汁の種類名を併せて表示すること。この場合において、前条第1項第2号に規定する原材料名に表示する「〇〇果汁」の次に括弧を付して添加した量を重量（グラム又はg）又は重量百分比で表示すること。「〇〇」には使用した果実の名称を表示すること。
  - (5) ビタミン類を添加した旨を表示する場合は、栄養改善法（昭和27年法律第248号）の規定により表示すること。
- 4 はちみつ類に特選、高級、デラックスその他これらに類似する意味内容の文言を用いて表示しようとするときは、一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の承認を受けなければならない。

（台帳の整備）

第4条 事業者は、原料はちみつ等使用台帳の整備を行うこととし、製造ロットごとに原料はちみつ及び精製はちみつの使用量と製品の製造数量を明確にしなければならない。また、はちみつ以外の原材料、食品添加物についても前記と同様、使用量を明確にした台帳を備えつけるものとする。ただし、現に同様の台帳等がある場合は、それをもって台帳の整備に代えることができる。

（会員証紙）

第5条 規約第5条の規定により、公正取引協議会は、規約に従い適正な表示をしている構成事業者に対し、その販売に係るはちみつの容器、包装に「会員証紙」を使用させることができる。

2 「会員証紙」の使用方法については、公正取引協議会が別に定める会員証紙の使用基準によるものとする。

（不当表示の禁止）

第6条 規約第6条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりで

ある。

- (1) 公正取引協議会の承認を受けずに行う特選、高級、デラックスその他これらに類似する意味内容の文言を用いた表示
- (2) 特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがある表示

第7条 規約別表のはちみつの組成基準の試験方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水分 屈折率法によるものとする。  
(AOAC969. 38B)
- (2) 果糖及びぶどう糖含有量 (両者の合計)  
HPLC (高速液体クロマトグラフ法) による。  
(Apidologie-Special Issue28、1997、Chapter 1.7.2)
- (3) しょ糖 HPLC (高速液体クロマトグラフ法) による。  
(Apidologie-Special Issue28、1997、Chapter 1.7.2)
- (4) 電気伝導度 電気伝導率による。  
(Apidologie-Special Issue28、1997、Chapter 1.2)
- (5) H. M. F. (AOAC980. 23)
- (6) 遊離酸度 (J. Assoc. Public Analysts (1992) 28 (4) 171-175)
- (7) でん粉デキストリン  
日本薬局方の試験法によることとし必要に応じヨード反応を併用する。

附 則

この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日 (平成 25 年 7 月 16 日) から施行する。